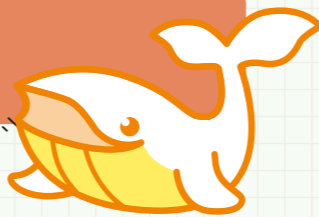




# 11年半に及ぶ見守り契約



成年後見センター・リーガルサポート 福岡支部 司法書士 <sup>はら</sup> <sup>ぐち</sup> <sup>とも</sup> <sup>よし</sup> 原口 智吉 氏

〔所属〕・福岡県司法書士会  
〔略歴〕・平成12年 司法書士試験合格

〔現在の公職等〕・成年後見センター・リーガルサポート 福岡支部 副支部長  
・福岡県司法書士会 成年後見利用促進推進室 室長

本稿でご紹介するのは、任意後見契約及び見守り契約を締結後、ご本人が亡くなるまで任意後見契約は発効することなく、見守り契約に基づく定期的な面談を約11年半継続したケースである。この間に本人とは、臨時で財産管理契約を行い、また、公正証書遺言の作成を支援し、死後事務委任契約も行った。任意後見契約の締結、長期に亘った見守り契約を拠り所とする関わり、その他各種支援等を振り返ってみたい。

田中キヌ(仮名)さんは、大正14年生まれ、物静かで、穏やかな方だった。子どもはなく、平成10年からご夫婦で有料老人ホームに入所していた。きょうだいも3人、夫の甥にあたる親族が施設入所時の身元引受人になっていた。平成12年に夫を亡くした後、自身の将来の生活全般についていずれの親族にも迷惑をかけたくないという強い思いを持たれていた。

任意後見契約の締結を希望したキヌさんと私がお会いしたのは、平成18年9月、キヌさんが81歳のときである。いつもお世話になっていた先輩司法書士から受任者として任意後見契約を締結しないかと声をかけていただいたのがきっかけであった。当時私は、司法書士として独立後3年目であり、任意後見契約を行うのは初めてであった。もちろん契約前には自分なりの勉強を重ねていたが、契約締結に至るまでの実際の業務については先輩司法書士を頼りにしながらであったと記憶している。キヌさんの目には何とも頼りがいのない若輩に映っていたに違いない。

さて、私とキヌさんは面談を何度も行い、任意後見契約の仕組みやキヌさんの生活状況、財産状況、親族との関係、代理権の範囲、任意後見契約に伴い発生する費用などについて入念な聞き取りや説明を行った。任意後見契約の仕組み自体が複雑であるし、キヌさん

もご高齢であったことから十分な時間をかけて何度も説明を繰り返し、正式な任意後見契約を締結する際にキヌさんの疑義が残らないよう配慮した。

結果、任意後見プランとして、『見守り契約』と『任意後見契約』を行う、いわゆる「将来型プラン」を採用することになった。

平成18年12月公証役場にて正式に見守り契約と任意後見契約を締結した。当時、キヌさんは、有料老人ホームに入所中で、健康状態も非常に落ち着いていたことから、見守り契約における面談頻度を半年に1回とし、キヌさんの生活や健康状態の把握に努める機会を設けた。

また、施設入居契約を見直すことにし、施設も含めた三者間で特約事項について書面を取り交わした。具体的には、キヌさんの身体や生活に大きな変化が生じたり、判断能力の低下が疑われるような状況になったりした際には任意後見契約が発効する前であっても施設から私に対して連絡がくるような条項を設けた。任意後見受任者としては、キヌさんの状況を見守り契約に基づく定期的な面談で確認するのは当然であるが、キヌさんに承諾してもらい、入所施設からも情報を入手することで必要に応じて速やかに任意後見契約発効の準備ができる体制を構築しておくことが必要だと思ったからである。さらに、任意後見発効後においては、キヌさんの介護状態によって居室の変更が必要になった場合やその他の介護方針についての意見聴取の相手方を、身元引受人から任意後見人に変更することとした。キヌさんは施設入所中であったが、在宅の方の場合は定期的な面談の頻度やご本人に関する情報収集の方法等を状況に応じて入念に検討する必要がある。

そうして、契約締結以降、見守り契約に基づいて定期

的な面談を開始した。当初、面談場所は、主に私の事務所で行い、数回に1度はキヌさんの居室で行っていた。キヌさんはお一人で電車や地下鉄を乗り継ぎ、私の事務所まで出向き、面談日を失念することもなく、施設でも穏やかに過ごされている状況がしばらく続いた。面談時においては、キヌさんの生活や健康状態の把握に努めることは勿論のこと、任意後見契約発効後の任意後見事務の指針とするために、生活、療養看護、財産の管理方法、医療行為(延命措置)、死後の事務処理に関するキヌさんご自身の希望をつぶさに聴取するよう努めた。

キヌさんの一番の希望は、自分のことで親族にも誰にも迷惑をかけたくないとのことだった。キヌさんの希望は終始一貫していたが、任意後見契約の性質上、契約時から発効までの期間が長期に及ぶことが多く、委任者によっては、生活スタイルの変化、体調の変化、親族との関係の変化等から想いが変わっていく可能性も充分ある。受任者としてはその想いに応えるための準備を怠らないよう配慮すべきであろう。

そして、定期的な面談を行って2年が過ぎた頃、ある日、キヌさんは死後のことについても親族に迷惑をかけたくないから遺言を作成したいと話を切り出した。そして、平成20年9月には私を遺言執行者とする内容を含む公正証書遺言を、平成25年5月には私との間で死後事務委任契約を締結した。キヌさんの想いが法的な形となって反映される結果になったと思う。従前から、居室に伺う度に私はキヌさんから通帳の在り処や棺に納めてほしいというお気に入りの着物の保管場所を伝えられていたが、死後の法的権限を正式に与えられたことにより身が引き締まる思いであった。遺影に使用してほしいとキヌさんから若かりし頃の写真も預かった。

キヌさんとの見守り契約に大きな変化が訪れたのは平成28年9月のことだった。居室内で転倒し骨折したため、余儀なく約2か月間の入院を強いられることになったのだ。入院中のキヌさんは、精神的に動揺し、それまでに一切なかったお金の心配(手元にない不安)を頻繁に私に訴えてきた。また、施設の居室内に数百万円の現金を置いたままだったことがわかり、その管理についても問題となった。そこで、退院するまでの期間

限定で委任契約(財産管理契約)を締結し、私の方で、これら現金や通帳を管理し、入院費用の支払を行うことにした。私は、病院のカンファレンスに参加してキヌさんの身体状況の説明を受けたり、退院に備えて施設居室内に手摺の設置を手配したりする等、可能な限りの支援を行った。

キヌさんは、無事退院したものの、身体的にも弱り、判断能力についても徐々にではあるが衰えが見られるようになっていった。この頃には見守り契約を変更して、面談の頻度を2か月に1回程度に増やし、面談場所も入居施設の居室内のみになっていた。

そして、今年4月、キヌさんは居室内で倒れていたところを発見され、救急搬送されたものの、5月に永眠された。そろそろ任意後見契約を発効すべき時期であろうと申立手続に着手した矢先のことだった。

私は、キヌさんの希望が叶えられるよう、喪主に指定されていた夫の甥にあたる親族にキヌさんから生前に聴取していた葬儀内容の仔細を伝え、遺影用にと預かっていた写真を渡した。そして、棺に納めるための着物を施設へ受け取りに行き、親族に対する形見分けの機会を設けた。死後事務委任契約に基づいて、施設居室の明渡し手続をはじめ、各種手続を行った。現在、遺言執行者として遺産の承継手続を行っている。

キヌさんとは11年半もの長い間、見守り契約に基づく面談を通して、様々な話をし、意向もその都度一つ一つ確認してきたつもりである。任意後見契約が発効されることはなく、見守り契約を中心とした支援であったが、キヌさんの想いを叶えることに私自身が少しでもお役に立てたのであれば幸いである。ただ、もしかしてもっと私にできることがあったのではなからうか?自問自答する日々である。

※なお、リーガルサポート 福岡支部の運用としては、受任者が委任者よりも先に死亡する場合等に備えるために、また、適切な時期に家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをするために任意後見受任者を2名とすることが推奨されている等、本稿は実際の事例とは異なります。